

—すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を—

第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画

概要版（令和2年度～令和6年度）

仕事と子育てを一人で担わなければならないひとり親やその家庭の子どもが抱える課題は、複雑かつ困難なケースも多く、ひとり親家庭等が孤立することなく、社会全体で応援し、支援につながる仕組みが求められています。

そこで、令和2年度から5か年計画で始まる第3期計画では、基本理念に「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を」を掲げました。「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」「相談支援」の5つの基本目標に向かって、庁内外の関係部署・機関と連携を図りながら、各自立支援策について計画的に推進してまいります。



令和2年3月 柏市こども福祉課

第3期計画に掲げた主な支援内容とお問い合わせ

支援内容(頁数は、計画本編のもの)		お問い合わせ先
子育て・生活支援	保育所・学童保育(こどもルーム)の優先入所(p.58)	学童保育課 7167-1294 / 保育運営課 7167-1137
	一時預かり(p.58)	子育て支援課 7168-1034 / 保育運営課 7128-5517
	病児・病後児保育(p.59)	保育運営課 7128-5517
	子育て短期支援(ショートステイ)(p.59)	こども福祉課家庭児童相談担当 7167-1458
	ファミリー・サポート・センター(p.59)	子育て支援課 7168-1034 / こども福祉課給付担当 7167-1595
	地域子育て支援拠点(p.59)	子育て支援課 7168-1034 / 保育運営課 7128-5517
	子どもの生活・学習支援(p.60)	生活支援課 7167-1138 / こども福祉課支援担当 7167-1595
	公営住宅への入居の優遇(p.60)	住宅政策課 7167-1147
	住宅確保支援の検討(p.60)	こども福祉課支援担当 7167-1595
就業支援	企業等への啓発の推進(p.61)	こども福祉課支援担当 7167-1595
	就業相談(p.61)	こども福祉課母子・父子自立支援相談 7167-1455
	高等職業訓練促進給付金(p.62)	こども福祉課支援担当 7167-1595
	高等職業訓練促進資金貸付金(p.62)	こども福祉課支援担当 7167-1595
	就労支援講習会(p.62)	こども福祉課支援担当 7167-1595
	自立支援教育訓練給付金(p.62)	こども福祉課支援担当 7167-1595
養育費支援	養育費確保に関する啓発(p.63)	こども福祉課支援担当 7167-1595
	法律相談(p.63)	こども福祉課支援担当 7167-1595
	養育費確保業務の検討(p.63)	こども福祉課支援担当 7167-1595
経済的支援	児童扶養手当(p.64)	こども福祉課給付担当 7167-1595
	ひとり親家庭等医療費等の助成(p.64)	こども福祉課給付担当 7167-1595
	遺児等養育手当(p.64)	こども福祉課給付担当 7167-1595
	寡婦(夫)控除のみなし適用(p.65)	こども福祉課給付担当 7167-1595 / 学童保育課 7167-1294 保育運営課 7167-1137 / 住宅政策課 7167-1147
	母子父子寡婦福祉資金の貸付(p.65)	こども福祉課支援担当 7167-1595
	教育費支援等の情報発信(p.66)	こども福祉課支援担当 7167-1595
	就学援助(p.66)	学校教育課 7191-7367
相談支援	母子・父子自立支援員相談(p.67)	こども福祉課母子・父子自立支援相談 7167-1455
	ひとり親サポートガイドの作成(p.67)	こども福祉課給付・支援担当 7167-1595
	メール等を活用した情報発信(p.68)	こども福祉課給付・支援担当 7167-1595
	地域団体への情報提供(p.68)	こども福祉課支援担当 7167-1595
	ひとり親支援団体等との連携(p.68)	こども福祉課支援担当 7167-1595

お困りごとや悩んでいることがあれば、決してひとりで抱えずに、お気軽にご相談ください。

柏市こども部こども福祉課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1595 / FAX 04-7162-1077 / E-mail faq-kdmf@city.kashiwa.chiba.jp

5つの基本目標と14施策について

(頁数は、計画本編に記載されている箇所を示します)

1) 子育て・生活支援の推進(P.52)

ひとり親家庭が仕事と両立して、安心して子育てしながら生活できるよう、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を一層図ります。また、ひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の習得支援・学習支援を強化します。公営住宅を活用した支援も引き続き行っていきます。

①保育サービスの充実 ②生活・学習支援の強化 ③住宅確保に向けた支援

2) 就業支援の推進(P.53)

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立できるよう、ひとり親家庭の自立支援への理解が深まるような啓発に努めます。その際は、市内事業者をはじめ、経済団体やハローワーク等の関係機関と連携します。また、安定した収入を確保することができる看護師等の資格取得をあわせて推進していきます。

①企業等への啓発の推進 ②ハローワーク等との連携強化 ③資格取得の推進

3) 養育費確保支援の推進(P.54)

引き続き、養育費の社会的認識を高める普及啓発に努めるとともに、母子・父子自立支援員による相談業務と弁護士による法律相談業務を充実させます。また、やむを得ずに相手と関わりを持っていない方が養育費を受け取れる支援を、民間事業者と連携するなど検討します。

①普及啓発の推進 ②養育費相談の充実 ③民間事業者との連携

4) 経済的支援の推進(P.55)

生活の基盤となる児童扶養手当等の各種手当の支給や福祉資金貸付の適切な周知と支給に引き続き取り組みます。あわせて、国や県等で取り組まれている教育無償化の情報発信に努め、ひとり親家庭が抱える、子どもの成長に伴い大きくなる教育費の不安と負担の解消に努めます。

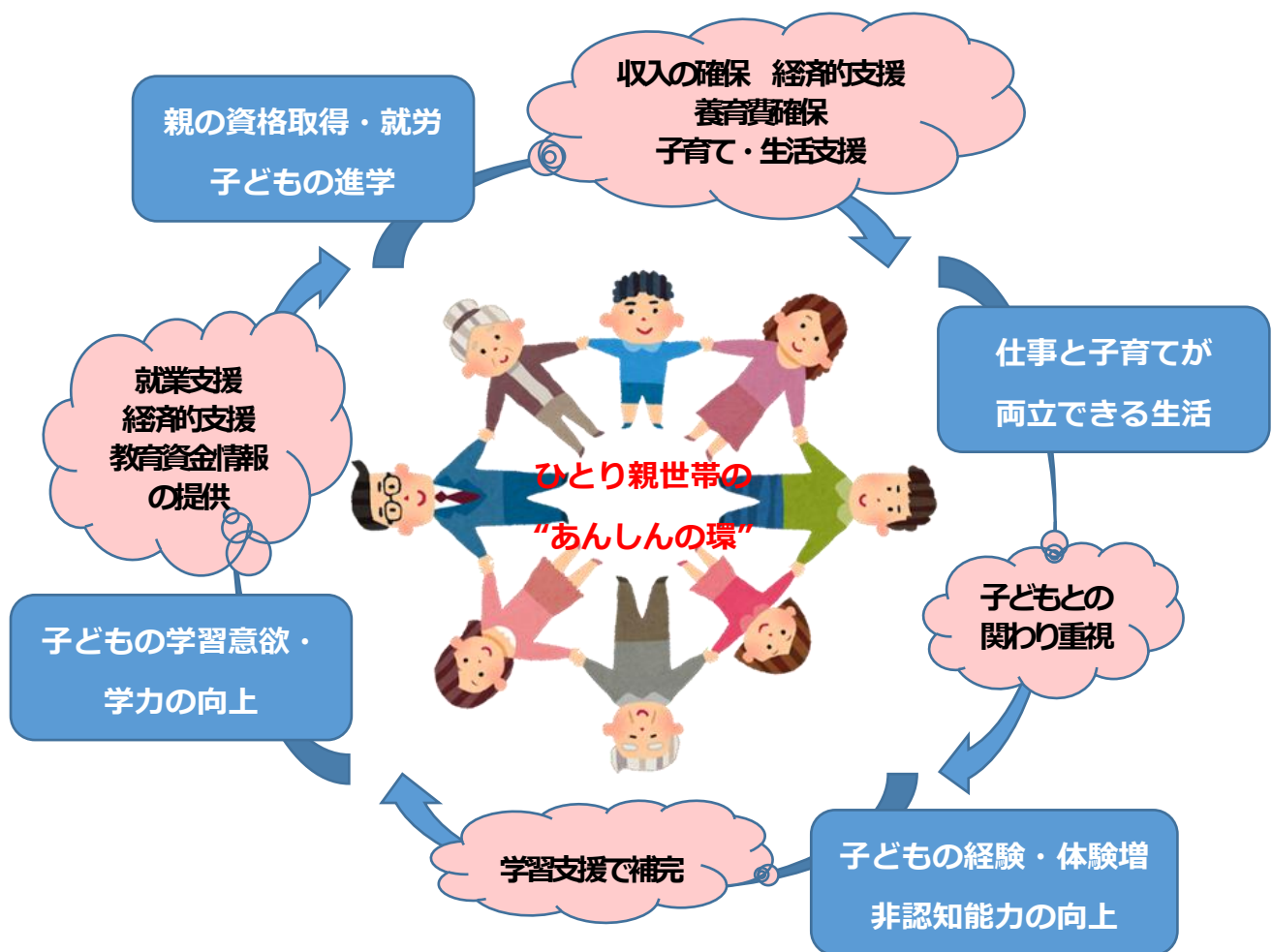
①児童扶養手当等の給付の推進 ②福祉資金貸付の推進 ③教育費の支援

5) 相談支援体制の強化(P.56)

児童扶養手当の現況届の窓口提出時などの面談の機会を有効に活用するとともに、母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭の自立支援に関わる人材の資質の向上に努めます。また、庁内外の関係部署だけでなく、ひとり親と接する機会のある地域福祉を担う団体との連携を深めます。

①相談支援体制の強化 ②情報提供の充実

ひとり親世帯の“あんしんの環”イメージ図



ひとり親家庭の経済的自立と安定した生活への支援に取り組むことで、親の資格取得や就労が進み、保育サービス等を通じた仕事と子育ての両立できる環境が生まれます。それにより、生活の安定とともに保護者にも精神的な余裕が生まれ、子どもとの関わりは増し、家族旅行やレジャー、習い事などの子ども自身の経験・体験が増えることによって、学習意欲・学力も向上し、子どもが進学や就職することで、将来の経済的自立を促す—という姿を描きます。

第3期計画においては、このような“あんしんの環”となる環境を目指して、5つの基本目標と14施策を設定し、各自立支援施策に取り組みます。